

平成30年4月1日施行
令和5年3月1日改定

杏林大学ポスター印刷サービスについて（利用案内）

これは、杏林大学研究推進センターによるポスター印刷サービス（以下「本サービス」）の利用について必要な事項を定めたものです。

（対象）

1. 本サービスを利用できる方は、次のとおりです。
 - （1） 杏林学園に所属する教職員
 - （2） その他研究推進センター長が特に許可した方

（目的）

2. 本サービスの目的は、次のとおりです。
 - （1） 研究成果の発信に関する研究環境整備・充実
 - （2） 研究成果を学会等で発表するための支援

（利用可能日）

3. 本サービスは、平日（午後1時～午後5時）のみ利用可能です。ただし、土曜日・日曜日に該当しない場合であっても、利用できない日・期間は次のとおりです。
 - （1） 本学の創立記念日（11月11日）
 - （2） 年末年始
 - （3） その他研究推進センター長が必要に応じて定めた日

（予約）

4. 本サービスを利用する方は、研究推進センターホームページから「杏林大学ポスター印刷サービス利用申請書（以下「本申請書」）」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、利用日より前に「本申請書」をメール送信し、予約をしてください。予約がない場合は、利用できません。また、当日の予約は受付しておりません。
5. 1人あたり、1日1件（＝1枚）を予約の上限とします。1日の全予約は4件が上限です。予約状況によっては、本サービスを利用できないことがありますので、予約は早めにお願ひします。
6. ポスターの試し刷りは、原則できません。やむを得ず試し刷りを必要とされる場合は、必ず事前にご相談ください。
7. ポスターは、予約の日時まで研究推進センターの職員が「本申請書」の指定に従い印刷します。「本申請書」に記載欄のないことについて要望等がある場合は、「本申請書」の出力サイズ欄の余白に指定内容を記入ください。
8. ポスターの幅は最大で 106cm までです。布と光沢紙は91cmと106cmが選択できます。普通紙は91cmのみとなります。

（料金）

9. 本サービスは、競争的研究資金の研究者の間接経費を財源としており、利用者に費用の負担は、原則求めません。ただし、間接経費の受け入れ状況によっては、無料での提供が困難になることも予想されます。トナーの節約のため、背景のベタ塗り等は、なるべく控えるようご協力ください。